

戦没者等の妻に対する特別給付金について現在受付を行っているもの

令和8年4月1日

特別給付金の種別	請求期間	備考 ※1
第30回特別給付金ろ号 (額面110万円、5年償還の記名国債)	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで	第27回特別給付金ろ号、 第22回特別給付金ぬ号の継続
第30回特別給付金は号 (額面110万円、5年償還の記名国債)	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで	第22回特別給付金る号の継続

※1 継続分については、この国債を時効により受け取ることができなかつた方も対象となります。